

居宅介護支援事業所 ハートケア流山運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団愛友会が開設する居宅介護支援事業所ハートケア流山（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、適切な居宅介護支援・居宅介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、その利用者の選択に基づき、適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称 居宅介護支援事業所 ハートケア流山
2. 所在地 千葉県流山市小屋146-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所内に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名
管理者は事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い、自らも指定居宅介護支援事業の提供にあたるものとする。
2. 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員の行う事業は次の通りとする。
 - (1) 利用者及び家族からの相談業務
 - (2) アセスメントによる課題分析
 - (3) 居宅介護計画・居宅介護予防計画の作成・管理及び関係者への送付
 - (4) 事業所との連絡調整
 - (5) 居宅管理サービスの変更管理

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (但し祝日及び12月31日～1月3日は休日とする)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
(土曜日のみ午前8時30分～午後0時30分)
- (3) 24時間相談連絡支援体制の為、営業時間外、休日等は、電話による常時連絡が可能。

(居宅介護支援の提供方法・内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業所の内容は次の通りとし居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領)

- (1) 利用者の相談を受ける場所
居宅介護支援事業所ハートケア流山の事業所内または利用者の居宅等とする。
- (2) 使用する課題分析票の種類
居宅サービスガイドライン(全社協方式)等
- (3) サービス担当者会議の開催場所
利用者の居宅または居宅介護支援事業所内等とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度
月1回以上とする。介護予防に関しては3ヶ月に1回以上とする。
- (5) モニタリングの結果記録
月1回以上とする。

(通常の業務の実施地域)

第7条 通常の業務の実施地域

流山市全域

(苦情処理)

第8条 自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

2. 提供した居宅支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市長村が行う調査に協力するとともに市町村から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時における対応方法)

第10条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講ずるものとする。

2. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うとする。

(個人情報保護)

第11条 利用者及び家族に関する個人情報はその利用目的・利用範囲について「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が知り得た利用者またはその家族の個人情報については事業所での介護サービスでの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし外部への情報提供については利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 事業所は職場において行われるハラスメントを防止するための方針の明確化及び周知・啓発を行い従業者の就業環境が害されることを防止するよう必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回

2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべく旨を従業者と雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成22年10月1日から実施する。

平成23年 8月 1日 改正

平成26年12月 1日 改正

平成28年 2月 1日 改正

平成28年11月 1日 改正

平成30年 4月 1日 改正

平成31年 4月 1日 改正

令和 4年 8月 1日 改正

令和 6年 4月 1日 改正